

不妊治療への保険適用の拡大等を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内閣府特命担当大臣(少子化対策)

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、晩婚化等により妊娠を考える年齢が上がるとともに、不妊に悩み、治療を行う人が増えている。日本産科婦人科学会の調査によると、2018年に体外受精で生まれた子供は約5万7千人であり、また、不妊治療の件数も45万件を超え、それぞれ過去最高となったとされている。

一方で、不妊治療の大部分は保険適用がされておらず、また、現在保険適用外である体外受精や顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）は高額の上、複数回行うことが多く経済的負担が大きい。国は、特定不妊治療に係る費用の一部を助成しているが、対象者が限定されていることや、支給額が治療に要する費用に見合っていないことなどから、制度の拡充を望む声が上がっている。

こうした中、菅総理大臣は、本年10月の所信表明演説において、不妊治療の保険適用や助成措置の拡大等を表明したところであるが、少子化が続く中、希望する人々が子供を産み育てやすい社会を実現するには、一人ひとりの状況に配慮した、適切な支援体制の整備が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、不妊治療を行う人々が、安心して治療に取り組むことができる環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 不妊治療への保険適用の拡大を早期に実施すること。また、実施に際しては人工授精、体外受精、顕微授精、男性に対する治療等、様々な治療についても対象として検討すること。
- 2 不妊治療への保険適用の拡大が実施されるまでの間は、特定不妊治療への助成の充実を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立ができる環境をさらに整備するとともに、不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用の拡大や、事実婚関係にある者に対する不妊治療の保険適用等についても検討すること。